

## 1. 議事日程

〔平成25年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

平成25年 6月13日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第5 同意第3号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について  
日程第6 同意第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について  
日程第7 同意第5号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について  
日程第8 承認第1号 専決処分した事件の承認について  
【平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】  
日程第9 承認第2号 専決処分した事件の承認について  
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】  
日程第10 承認第3号 専決処分した事件の承認について  
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】  
日程第11 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
【安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例】  
日程第12 議案第50号 財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】  
日程第13 議案第51号 安芸高田市火葬場条例を廃止する条例  
日程第14 議案第52号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）  
日程第15 議案第53号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第54号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第17 議案第55号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第18 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

## 2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫

13番	山本 優	14番	秋田 雅朝
15番	藤井 昌之	16番	青原 敏治
17番	金行 哲昭	18番	塚本 近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

12番	穴戸 邦夫	13番	山本 優
-----	-------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	浜田 一義	副市長	藤川 幸典
教育長	永井 初男	総務部長	沖野 文雄
企画振興部長	竹本 峰昭	市民部長	新川 昭夫
産業振興部長	清水 勝	産業振興部特命担当部長	小田 忠
建設部長兼公営企業部長	西原 裕文	教育次長	沖野 和明
消防長	久保 高憲	会計管理者	森川 薫
八千代支所長	叶丸 一雅	美土里支所長	高本 修
高宮支所長	藤井 静雄	甲田支所長	秋重 正義
行政経営課長	西岡 保典	政策企画課長	山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪 勇三	事務局次長	山中 章
総務係長	森岡 雅昭	主任	大足 龍利



午前10時00分 開会

- 塚本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より議会の委任による専決処分事項について9件の報告がありました。  
第3点、市長より平成24年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書について1件の報告がありました。  
第4点、市長より平成24年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越について1件の報告がありました。  
第5点、市長より安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について3件の報告がありました。  
第6点、市長より私債権の放棄について報告がありました。  
第7点、市長より工事請負契約の締結についての報告がありました。  
第8点、監査委員より平成25年2月分、3月分及び4月分の例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。
- 塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、12番 宍戸邦夫君、及び13番 山本優君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 塚本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長 秋田雅朝君の報告を求めます。
- 秋田議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会報告を行います。  
平成25年第2回定例会の運営につきまして、去る5月17日及び6月6日に

議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので御報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から6月28日までの16日間といたしました。議事の都合により6月14日から16日、6月19日から6月27日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問2件、同意3件、承認4件、議案6件、発議1件の計16件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第52号から第55号までの4件につきましては、提案理由の説明の後、質疑を受け予算決算常任委員会へ付託することといたしました。諮問2件、同意3件を含むその他の案件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。なお、6月6日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配布した一覧表のとおり、各常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、15人から通告がありましたので2日間の日程といたし、通告順に6月17日を8人、18日を7人といたします。以上で報告を終わります。

○塚本議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日から6月28日までの16日間にするに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○塚本議長 日程第3、諮問第1号、並びに日程第4、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成25年第2回定例会を招集をさせていただきましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

6月も半ばを迎えて梅雨の時期となり、長雨や集中豪雨による土砂崩れや洪水等の災害発生が心配される季節になりました。これからの季節、いつ何時起こるかもしれない災害に備え、市民の皆様が安心して生活できる環境づくりに努力してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に対し、本日、諮問2件、同意3件、承認4件、議案6件

を提出をさせていただきました。どうか、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本年9月30日をもって任期満了となります美土里町の藤井敏法委員を推薦するものであります。藤井敏法委員は、平成22年から1期3年間、人権擁護委員を務められ、この間、人権相談や人権の花運動など、積極的に人権擁護活動を行っていただいているところでございます。

人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁護委員活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦をいたすものでございます。

続いて、諮問第2号 同様に「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、諮問第1号と同様に、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本年9月30日をもって任期満了となります向原町の清水素子委員の後任候補者として、向原町の兼光洋子さんを推薦するものであります。兼光洋子さんは昭和51年から平成25年に至るまで、市内保育所及び幼稚園で勤務され、甲立保育所では所長として勤務されており、人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって人権擁護委員活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし推薦をするものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、諮問第1号並びに諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件を一括して採決いたします。

本2件は、諮問のあった2名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって本2件は、諮問のあった2名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第3号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第6 同意第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第7 同意第5号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○塚本議長 日程第5、同意第3号、日程第6、同意第4号並びに日程第7、同意第5号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の3件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第3号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員であります小川博昭さんの任期が、本年6月14日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き委員に選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小川さんは、吉田町にお住まいでございまして、長らく財務省中国財務局に勤務され財政事務に携わっておられました。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第4号 同様に「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、同意第3号と同様、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員であります女鳥清治さんの任期が、本年6月14日をもって満了になることに伴い、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

女鳥さんは、甲田町にお住まいでございまして、長く国税局に勤務され、現在は税理士として御活躍でございまして。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第5号 同様に「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、同意第3号・同意第4号と同様、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員であります木原張登さんの任期が、本年6月14日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

木原さんは、向原町にお住まいでございまして、長らく財務省中国財務局に勤務され、現在は行政書士として御活躍でございまして。また、木原さんは現在、本市の代表監査委員でもあり、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。以上、よろしく御審

議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

○塚本議長

質疑があるようでございますので、これより質疑に入ります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

今回の同意の件で、人物的にどうこう評価するつもりはありませんが、最後にもありましたように、代表監査委員でもある木原氏を固定資産の評価委員という形にするということは、代表監査といえは市の行政、財政全てにわたっての管理・監督といえますか、そういった立場でありますか、そういった立場でこういった役目をされるということについて見解をお伺いをしたいということでもあります。

○塚本議長

答弁を求めます。

市長答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長

木原さんは市の監査委員でございますけど、不動産の評価と監査委員の業務、直接的な弊害はないといたしまして、こういう提案をいたしましたので御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

市長の答弁で理解をする部分もあるんですが、やはり代表監査という立場を今後、市全体のこういった役割についての役割分担についていうんですか、そういったところももう少し明確にする必要があるのかなということで、今回の継続ということもありますので、あえて私は反対するつもりはありませんが、今回のようなことが今後もある場合は、そこら辺をしっかりと吟味をいただいて、それぞれの役割を果たせるような形が望ましいかなということで希望をしておきます。以上です。

○塚本議長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

これをもって質疑を終結いたします。

これより3件、先ほど一括して議題といたしておりますけれども、質疑がございましたので、個別により採決をいたしたいと思います。

まず最初に、同意第3号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件を起立により採決いたします。

本件は、同意のあった1名を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長

起立多数であります。よって、本件の同意のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、同意第4号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件を起立により採決いたします。

本件は、同意のあった1名を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件の同意のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、同意第5号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件を起立により採決いたします。

本件は、同意のあった1名を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件の同意のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 承認第1号 専決処分した事件の承認について

【平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】

○塚本議長 日程第8、承認第1号「専決処分した事件の承認について【平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第1号、専決処分をいたしました、「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成24年度補正予算（第5号）において議決をいただきました、国庫補助事業の過疎集落等自立再生緊急対策事業が不採択となったことに伴い、歳入歳出をそれぞれ5,000万円減額し、予算の総額を243億6,191万6,000円とするものであります。

また、繰越明許費の補正につきましては、翌年度に繰り越して使用できる事業費を16億3,522万3,000円とするものでございます。よろしく御審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 承認第1号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」についての要点の説明をいたします。

本件は、平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）で議決をいただきました国の補正予算で示された過疎集落等自立再生緊急対策事業において、市内2つの振興会、甲田町小原地域、美土里町生桑地域に対する補助事業が国に採択されることを条件として予算計上しておりましたが、残念ながら採択されなかったため、これに係る事業費を減額するものでございます。

事業不採択の通知が平成25年3月定例会以降でありましたので、平成25年3月29日付で専決処分をいたしたものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

歳入でございますが、過疎集落等自立再生緊急対策事業交付金5,000万円を減額するものです。

14ページ、15ページの歳出でございますが、2つの振興会への補助金5,000万円を減額するものでございます。

次に、6ページに戻っていただきたいと思えます。

繰越明許費の補正でございますが、翌年度に繰り越して使用できる事業費を16億3,522万3,000円とするものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番 金行哲昭君。

○金行議員 この採択、不採択というのは仕方がないことで、やっぱり地域としましては、必要性、地域の発展性、いろいろなトータル的なことを考えて提案されております。これからも何かのまたいいこういう条件のことがあれば、早速そういうものを持ってきていただきたい。今のところそういうものはあるのか、今のところはないのか。今後あったら持ってきていただきたいということをお願いしつつ、今現在そういうことの話があるかないかを2点お聞きします。

○塚本議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 現在、今回のこの件以外に、それ以降も同じように総務省からの追加的な予算の提示等もあり、また各振興会等にその案内もさせていただき検討をいただいたんですが、その分については前回採択にならなかった基本的な理由的なものを少し県を通じて確認をする中で、施設整備ありきではどうしても少し採択の要件として難しいのではないかと。そういった中、少しソフト部分に対する計画をもう少し充実してほしい等の御意見等を聞かせていただく中で、そういった提案等がある場合についてもですね、それ以降も県の予算というのも出てきておりますので、そういうことを随時各振興会等には連絡を差し上げ、そういった内容等も説明する中で検討いただくようにしている状況でございます。これからもこの事業は今年の補正限りということはないと思えますので、継続して地域等で検討をいただきたいと説明を申し上げております。以上です。

○塚本議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第1号「専決処分した事件の承認について【平成24年度  
安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】」の件を起立により採決いた  
します。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第9 承認第2号 専決処分した事件の承認について  
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

○塚本議長 日程第9、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市  
税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第2号、専決処分いたしました「安芸高田市税条例の一部を改正  
する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。  
本件は、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布、同日に施  
行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたので、  
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により改正をさせていただ  
いたものであります。  
主な改正内容は、延滞金の利率の見直し、住宅借入金特別控除の適用  
期間の延長と控除限度額の拡充、東日本大震災により家屋等が滅失した  
者の相続人が当該家屋の敷地の土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る  
特別の追加及び固定資産税の特例措置が創設されたものであります。よ  
ろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 専決処分いたしました「安芸高田市税条例の一部を改正する条例につ  
いて」、要点の御説明をいたします。  
今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に施行され  
たことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正したものです。  
議案と説明資料により、改正内容について御説明をいたします。説明  
資料につきましては、改正条項とその内容をまとめたものでございます。  
資料を参考にいただきながら、議案の条例文の改正箇所を説明を順  
次してまいります。  
議案の4ページからお願いをいたします。

上段にございます第34条の7、第2項の下線部の改正につきましては、資料にございます、寄附金、税額控除についての改正でございます。現在、地方公共団体への寄附金、俗にふるさと納税等がございますが、これがあつた場合、寄附金のうち2,000円を超える部分を所得税と個人の住民税での課税計算で全額控除する仕組みでございます。平成25年から課せられます復興特別所得税もこの寄附金控除の適用を受けるために個人の住民税に係る特別税額控除の見直しが行われたものでございます。施行期日につきましては、平成26年7月1日で、平成26年度課税分から適用となります。

同じく4ページ、第54条の第5項、それから5ページ、第131条の第4項の改正につきましては、それぞれ固定資産税と特別土地保有税の納税義務者に関します規定の改正でございます、これは独立行政法人森林総合研究所、旧の言い方で言いますと、旧緑自然機構でございます。この事業の施行に伴い仮換地等にかかわる固定資産税、特別土地保有税の納税義務者の特例措置の廃止をするものでございます。旧の緑自然機構は、平成19年度をもって廃止をされたことで、この削除を行うものでございます。施行期日は、平成25年4月1日で、平成25年度課税分から適用となります。

続きまして、議案6ページ、附則第3条の2、第1項、それから第2項、それから附則第4条の改正部分につきましては、延滞金の利率の見直しの改正でございます。実質引き下げとなります。説明資料にございますように、納期期限後1カ月以内は7.3%、これから特例基準割合に1%を加算した割合。それから1カ月を超えた期間につきましては、14.6%から特例基準割合に7.3%を加算した割合となります。この規定で言っております、特例基準割合と申しますのは、銀行の新規の短期貸出約定の平均金利をもとに財務大臣が告示をした割合、これに1%を加算した割合をいいます。施行期日につきましては、平成26年1月1日で、平成26年1月1日から適用となります。

次に、7ページ、中段にございます附則第4条の2の改正部分につきましては、公益法人等にかかわります市民税の特例でございます、租税特別措置法の改正によりまして引用条項の変更をするものです。施行期日は、平成26年1月1日で、平成26年度課税分から適用となります。

同じく下段から次のページでございます、附則第7条の3の2、この改正は住宅借入金特別控除の期間の延長と控除限度額の引き上げに関するものでございます。資料では、1ページ最後の欄にございますように、適用期間は4年間の延長、それと居住を開始したものの控除限度額につきましては、現在9万5,000円、これから13万6,500円に引き上げられるものでございます。この規定は消費税率引き上げに伴います一時の税負担の増加による影響を平準化をするための特例措置を行うものです。施行期日につきましては、平成27年1月1日で、平成27年度課税分から適用となります。

続きまして、議案の8ページでございます。第7条の4につきましては、先ほど説明をいたしました、ふるさと寄附金税額控除の見直しの関係でございます。それから下段に移りまして附則の第10条の2、これにつきましては条例の創設となります。この中で言うております、附則第15条につきましては、資料の2ページ、2段目にあります公共下水道を使用するものが条例に基づきまして設置をした除害施設、除害施設といいますのはあらかじめ下水道に接続をする前の段階で何らかの浄化設備を設けることを義務づけられた施設でございます。これにかかります固定資産税の課税標準率を4分の3軽減する規定等の特例措置でございます。現在こういった施設は、本市には対象となる施設はございません。

次に、議案附則第10条の3につきまして、また附則第10条の2の創設によつての条ずれでございます。

それから9ページ中段、附則第17条の2の改正につきましては、租税特別措置法の規定削除に伴います法の引用条項の整備でございます。

同じく附則第22条の2、第1項、それから次のページでございます、第3項の改正、それから第2項の創設につきましては、東日本大震災によりまして被災、居住用の財産の敷地にかかわりますその譲渡期限の延長等の特例について書いてございます。第1項につきましては、軸の部分を表に書いております。またそういった規定の整備をしたものでございます。

それから10ページ、11ページにつきます第2項の新たな創設につきましては、当該土地の所有者の相続人が当該土地を譲渡した場合もこの特例措置の適用を受けることができる規定を追加したものです。

第3項につきましては第2項の創設の項ずれでございます。施行期日につきましては、いずれも平成26年1月1日で、平成26年度課税分から適用となります。

最後にございます附則の第23条の1項、2項につきまして、これは地方税法附則第45条の規定の改正によります引用条項のほうの整備になります。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田

市税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 承認第3号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第10、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第3号、専決処分をいたしました「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布、同日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正をする必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により改正をさせていただいたものであります。

主な改正内容は、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯にかかる軽減特例措置が延長されたものであります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 それでは、専決処分いたしました「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての要点の御説明をいたします。

今回の改正は地方税法の一部を改正する法律が3月30日に施行されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正したものです。

議案と説明資料により改正内容について御説明をいたします。今回の制度改正につきましては、先の後期高齢者医療制度の創設によりまして国保の資格を喪失し後期高齢者医療に移行した場合に、その人と同一の世帯におられました国保の加入者が1人になった場合の世帯を特定世帯と申しておりますが、その世帯の特例措置にかかわるものでございます。

議案の3ページをお願いいたします。説明資料によりましては裏面の改正内容に書いてございます。

改正前の第5条の2のほうでは、国民健康保険税医療分の算定に当たりまして平等割額を移行後5年間、2分の1に軽減する特例措置がこれまでございました。

今回の改正におきまして、移行後6年目から8年目までこの世帯につき

ましても激減緩和をするため軽減特例措置が追加をされたものでございます。この当該世帯を特例継続世帯といいまして、平等割額の4分の1が引き続き軽減をされるというものです。条例におきましては順に5条の2から、4ページ、7条の3、23条のそれぞれに減額にかかわります部分に特定継続世帯を加えまして、減額金額をそれぞれ加えた特定継続世帯、また変更金額を加えております。資料におきましては、既に言いますと3段目までがその内容の説明としております。施行期日につきましては、平成25年4月1日で、平成25年度課税分から適用となります。

最後、7ページ、附則第20項の改正につきましては、先に承認を受けました承認第2号の「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」で説明をいたしました、東日本大震災に被災をし、滅失した居住用家屋の所有者の相続人が当該家屋の敷地であった土地を譲渡した場合におきます譲渡所得の特例がこの国保世帯にも引用をされたものでございます。施行期日につきましては、平成26年1月1日で、平成26年度課税分から適用となります。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番 金行哲昭君。

○金行議員

1点、お聞きします。国保から高齢者の特例措置になるということですが、今のところわが市では何人ぐらいの該当者がいらっしゃるのか。把握されておるならお聞きしたいと思います。

○塚本議長

答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長

ただいまそういった資料を持ち合わせておりませんが、随時、移動される方というのは毎年ございますので、そういった方の把握をしながらこの適用をしたいと考えております。

○塚本議長

17番 金行哲昭君。

○金行議員

25年から早速スタートしてるんでしょ。今までは何人そういうものに申し込まれたというの把握されてる。今この手持ちがないということですか。早くもうそういう申し込みがあったということですか。

○塚本議長

答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長

世帯のそれぞれの状況、基準日に定めましてそういった調査をしながらやっております。現在、集計的なものは私のほうの手元に持っておりません。またそういった資料ができましたら、お伝えできると思っております。

○塚本議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思

ます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 承認第4号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例】

○塚本議長 日程第9、承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第4号「専決処分いたしました【安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について】」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号の規定により、向井原多目的集会所を向原町観光協会に対し無償貸し付けに供するため、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

このたび、向井原多目的集会所の廃止並びに地元地縁団体への無償譲渡を進めてまいりましたが、最終的に無償譲渡を断念をされたことと、向原町観光協会から平成25年5月1日からの同集会所無償貸し付けの要望書が提出をされたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものであります。よろしく御審議の上、承認を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 それでは、承認第4号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の専決処分につきまして、要点の御説明をいたします。

議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。

3ページでございます、改正前後の表でございますが、向井原多目的集会所を地区集会所から削除したものでございます。

承認第4号の説明資料をごらんください。向原町内にありました8つの地区集会所につきましては、第2次行財政改革におきます公共施設の適正配置に基づき廃止を進めてまいりました。中原多目的集会所をはじめとする上段の7つの地区集会所につきましては、それぞれ地縁団体に無償譲渡を行っております。今回、廃止の専決処分を行いました向井原多目的集会所につきましては、最終的に地元地縁団体から集会等につきましてはほかの施設を利用できるため無償譲渡を受けないとの申し出がなされました。公用廃止と解体について検討を行っていたところ、表の最下段でございますように、向原観光協会から無償貸し付けの申し出がございまして、観光振興事業に寄与できるとして無償貸し付けを決定し、地区集会所の設管条例からこの向井原多目的集会所を削除したものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 内容については特段これによろしいと思っておりますが、向原観光協会に無償貸し付けということがありますが、安芸高田市観光協会というのでもできております。そこらとの関係を今後どのようにされていくのか、お伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。  
教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 市長から提案理由の説明でございましたように、平成25年5月1日から25年度いっぱい申請書が現在なされております。この向井原多目的集会所の近接地で向原観光協会が花しょうぶ祭りの実施をされておりました、利用されるメインとしてはこのイベントで使用されるという目的だろうと思っております。

御指摘のように、安芸高田市の観光協会のほうが設立をされまして、この建物の無償貸し付けにつきましても安芸高田市観光協会のほうで、また再検討されるのではないかと考えておりますが、現在の貸し付け期間1年でございますので、その中で安芸高田市観光協会のほうで御判断をいただきまして、また再利用ということがございましたら延長を検討したいと考えております。以上でございます。

○塚本議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第50号 財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】

○塚本議長 日程第12、議案第50号「財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第50号「財産の無償譲渡について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、消防団組織再編事業により昨年度実施いたしました「高宮方面隊第1分団」の整理統合に伴い、廃止とする3カ所の詰所、高宮方面隊第1分団第1班詰所、木造平家建て34平方メートルを「切田常会」へ、同2班詰所、木造平家建て40平方メートルを「下沖城常会」、同3班詰所木造2階建て38.7平方メートルを「来原コミュニティづくり連絡協議会」へ、それぞれ無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 説明資料を御用意いたしておりますので、裏面をお開きください。

地図上に黒の実線で囲んでいる区域が高宮方面隊第1分団原田地区の所管する範囲となります。第1分団は3班で構成されそれぞれの詰所がありました。このたびの再編により来原小学校横に第1分団詰所を新築し、1カ所の詰所といたしました。これに伴い不要となる各班の詰所について、地権者及び地域振興会などと協議いたしました結果、先ほど市長の提案理由にありましたように、3団体からの譲渡の申し出がありました。いずれの希望者も地縁団体であり地域振興の活動に寄与することや、解体費用・解体撤去費用が削減できることから無償譲渡の議案を提案したものでございます。なお、1班及び2班詰所の敷地は私有地であり、

市からの賃貸借契約解除後は各常会へ貸し付けることについて地権者の承諾を得ております。第3班詰所の敷地は市有地であります。移転を計画されておられます。以上でございます。

- 塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
11番 熊高昌三君。
- 熊高議員 1点確認なのですが、当然この普通財産という位置づけでよろしいですね。
- 塚本議長 答弁を求めます。  
総務部長 沖野文雄君。
- 沖野総務部長 この高宮第1班の詰所につきましては、使用している間は行政財産ということで使用しておりました。いわゆる庁舎などという扱いでございましたが、第1班の新しい詰所ができました時点におきまして普通財産に落としております。普通財産を譲渡するのに議会の議決をお願いするものでございます。以上でございます。
- 塚本議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第50号「財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第51号 安芸高田市火葬場条例を廃止する条例

- 塚本議長 日程第13、議案第51号「安芸高田市火葬場条例を廃止する条例」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第51号「安芸高田市火葬場条例を廃止する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。  
本件は、「安芸高田市葬斎場あじさい聖苑」が、平成25年4月1日に供

用開始したことにより、蓬萊苑、光台苑、甲田火葬場、流雲閣の、市内4カ所の火葬場条例を廃止するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長

議案第51号「安芸高田市火葬場条例を廃止する条例について」、要点の御説明を申し上げます。  
市内4カ所にございます蓬萊苑、光台苑、甲田火葬場、流雲閣の火葬場条例を今回廃止するものでございます。なお、この条例にかわる新規葬斎場の設置管理条例は、昨年の9月の議会におきまして承認をいただいております。またそれぞれの火葬場につきましては、今後におきまして、現状の状況を調査し、解体方法を決定しながら順次解体撤去をいたす予定でございます。解体後の跡地利用、また管理方法につきましては、跡地の状況を見ながら庁舎内の協議を進めまして、決定をしていくことといたしております。以上です。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
11番 熊高昌三君。

○熊高議員

内容については特段ないんですが、公布の日というのはいつ予定されるのか、お聞きしたいと思います。

○塚本議長

答弁を求めます。  
市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長

議案にございますように、6月13日の議決後でございます。

○塚本議長

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長

条例に施行日が公布の日から施行と書いてありますが、こういった表現の場合は通常、議長から議決された旨が市長に届きまして、日にちを今定かで覚えてないのですが、数十日以内に公布しなければならないというふうに定められておりますので、できるだけ速やかに公布するようになろうかと思っております。

○塚本議長

答弁を終わります。  
11番 熊高昌三君。

○熊高議員

そういう手続だろうと思っておりますけれども、4月1日から既に旧施設は使っていないんですね。本来なら3月末までにこういった条例の提案があって、4月1日から実施をするというのが本来の姿じゃないかと思っておりますが、その辺の考え方はどのようになってここまで来たんでしょうか。

○塚本議長

答弁を求めます。  
市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長

今回の新規の葬斎場につきましては、市といたしましても式場を併設をした形の火葬場というのは初めての中で、4月供用開始という中で実際にしっかりと正常な稼働ができるという保障と申しますか、4月

から供用開始の状況が見えないというような。そう言いましても、完成後の現在の経過を見ますと順調にいておるわけですが、そういった不慮な事態に備えまして、そういった新しい火葬場の使用ができない場合、旧の火葬場をやむなく使用するというような事態が生じる可能性も考えまして、そういった条例の廃止を少し見合わせたというような状況で現在に至ったわけでございます。以上です。

○塚本議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

そういったことだとは思いましたが、つくった新しくやるときには自信を持って運営も含めてしっかりやりますということで、そういった間違いがないように進めてきたという経緯があるので、当初から4月1日からもう廃止というようなイメージを我々持ってたものですから、今の時点でこういった条例が出るという、我々もチェック不足だったのですが、そういった上では企画振興部長、つくるほうの立場でいえば、自信を持ってつくられたんじゃないですか。

○塚本議長

答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長

新しい葬祭場については確かにこの間のプロポーザル、またそういった施工業者との施工管理、そういった中で自信を持って対応をしておるというのは当然のことでございます。

ただ、新しいものを新規につくるといったときに、市民の福祉、そういったとりわけ火葬場というものに対して、万が一ということがあってはならないという判断のもとに、この間、一定の期間を持ってたという。これはまた行政としての最大の配慮ではないかというふうに考えております。以上です。

○塚本議長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号「安芸高田市火葬場条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第14 議案第52号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）  
日程第15 議案第53号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第54号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第17 議案第55号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○塚本議長 日程第14、議案第52号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件から、日程第17、議案第55号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第52号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2億6,962万5,000円を追加し、予算の総額を212億2,862万5,000円とするものであります。

次に、議案第53号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,250万円を追加し、予算の総額を4億4,244万6,000円とするものであります。

次に、議案第54号「平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案の理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,300万円を追加し、予算の総額を8億5,361万円とするものであります。

次に、議案第55号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、収入、支出それぞれ114万3,000円を増額し、予定総額を2億6,062万1,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収支につきましては、3,900万円を増額し、予定総額を1億8,547万4,000円とするものであります。資本的支出につきましては、4,200万円を増額し、予定総額を2億7,308万6,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,761万2,000円は、当年度分消費税、及び地方消費税資本的収支調整額884万6,000円、過年度分損益勘定留保資金343万円、当年度分損益勘定留保資金7,533万6,000円で補填をするものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより本案4件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案4件については、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○塚本議長 日程第18、発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 穴戸邦夫君。

○穴戸議員 それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書につきまして、提出理由を申し上げます。

地方財政の現状は長引く景気の低迷による税収の落ち込みに加え、福祉施策の推進や生活関連社会資本の整備などへの公費負担の増加により大変厳しい状況にあります。

本市におきましては、合併して10年、平成26年度以降5カ年間、普通交付税の合併特例加算措置が毎年度減少し、平成31年度には、平成25年度今年度の交付額を比較しますと、約21億3,500万円も大幅に減少することになります。今後、これにかわる新たな財源の確保は非常に困難であると思われまます。さらには、深刻の度を増している経済状況で、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割はますます増大しており、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。このため、平成26年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて国に対して地方財政の充実・強化を求め、意見書を提出するものでございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。次回は6月17日午前10時から再開をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員